



第1回 市民健康文化都市条例検討委員会

平成27年6月1日(月)18:30~

袋井市役所4階 庁議室



袋井市役所 企画政策課



市民健康文化都市条例検討委員名簿

氏名	所属	備考
荒木 信幸	静岡理工科大学 学事顧問・名誉学長	学識経験者
小林 勝巳	市自治会連合会会長	市民代表
鈴木 恵子	市協働まちづくり推進委員会委員	市民代表
鈴木 貞子	元 中東遠総合医療センター看護部長	健康分野
見野 孝子	(株)LCウエルネス 代表取締役	健康分野
中野 茂樹	大塚製薬(株)静岡支店浜松出張所 所長	企業代表
齋藤 次義	袋井市都市計画審議会 会長	都市環境分野
青木 修	袋井市総合計画審議会 委員	教育分野



市民健康文化都市条例検討ワーキンググループ

区 分	役 職	氏 名
リーダー	副市長	鈴木 茂
	理事兼総務部長	片桐 秀樹
	理事兼総合健康センター長	金原 正佳
	市民生活部長	寺田 整
	産業環境部長	金原 富雄
	都市建設部長	北沢 隆夫
	教育部長	西尾 秀樹
サブリーダー	企画財政部長	嶋津 雅



条例制定の 背景（必要性）

条例制定の背景（必要性）



自治体の特性を活かした市民参加のまちづくり

- ・ 1970年代後半から80年代にかけて、「まちおこし」や「地域おこし」が活発に行われ、地方自治体の特色ある政策展開が全国各地で広がった。→『地方の時代』の始まり。
- ・ 各自治体では、まちづくりの目標や住民の心構えを表す「市民憲章」や「都市宣言」を制定した。→ 住民参加によるまちづくりが活発化。

自らのまちは、自ら考えつくる協働のまちづくり

● 市民の主体的自主的なまちづくりの進展

市民と行政の信頼関係を築くため、自治体の透明性、公開性を高めることで、市民参画による自治体運営が広く浸透。

● 地方分権改革による自治体改革

地方分権一括法の制定（平成11年）により、自治体の自己決定・自己責任の範囲が拡大し、自治体では個性的で活力あるまちづくりへの取組が加速

● NPOや市民活動団体等の活発化

地域でのニーズが多様化、複雑化する中で、まちづくりを担う多様な主体（NPO、市民活動団体等）が台頭し、行政と協働による公共活動を展開

当たり前のことを確実に実行するのは難しい。だからルールが必要。

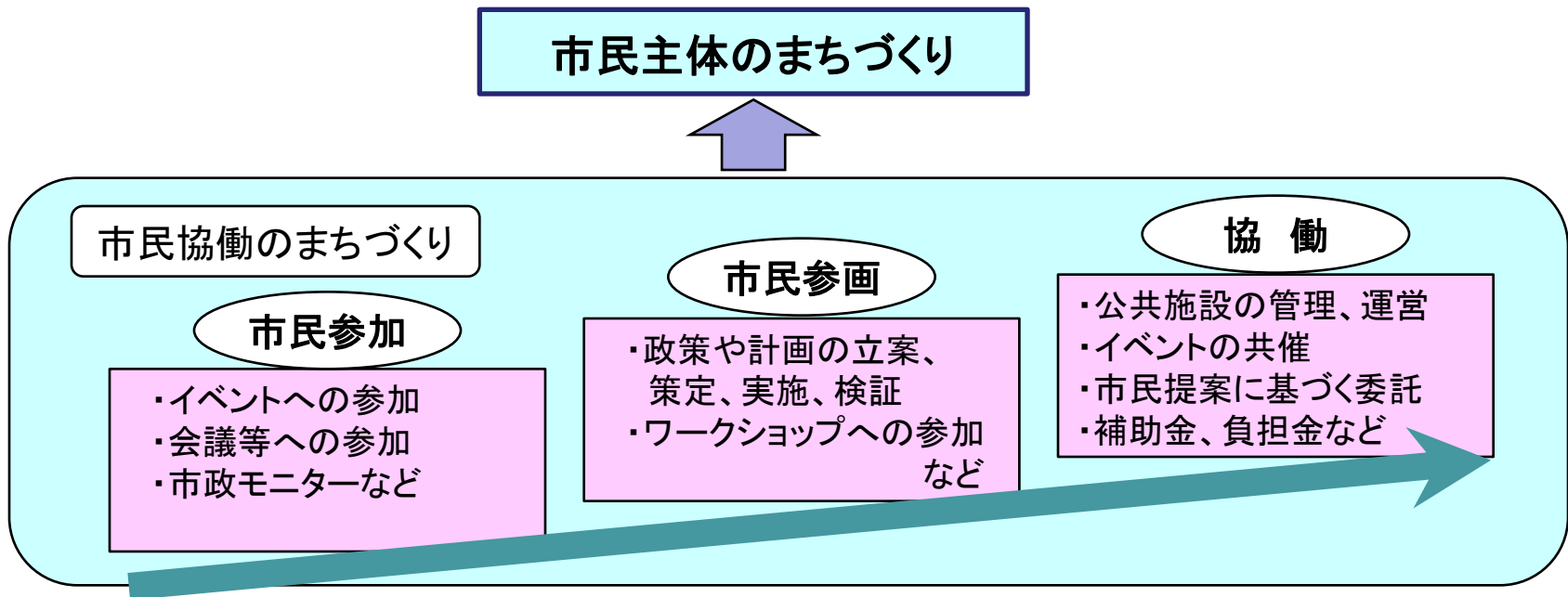


まちづくりに取り組む基本的なあり方や方法等を「条例」により明確化

市民主体のまちづくりを目指して

■市民参加、市民参画、協働とは

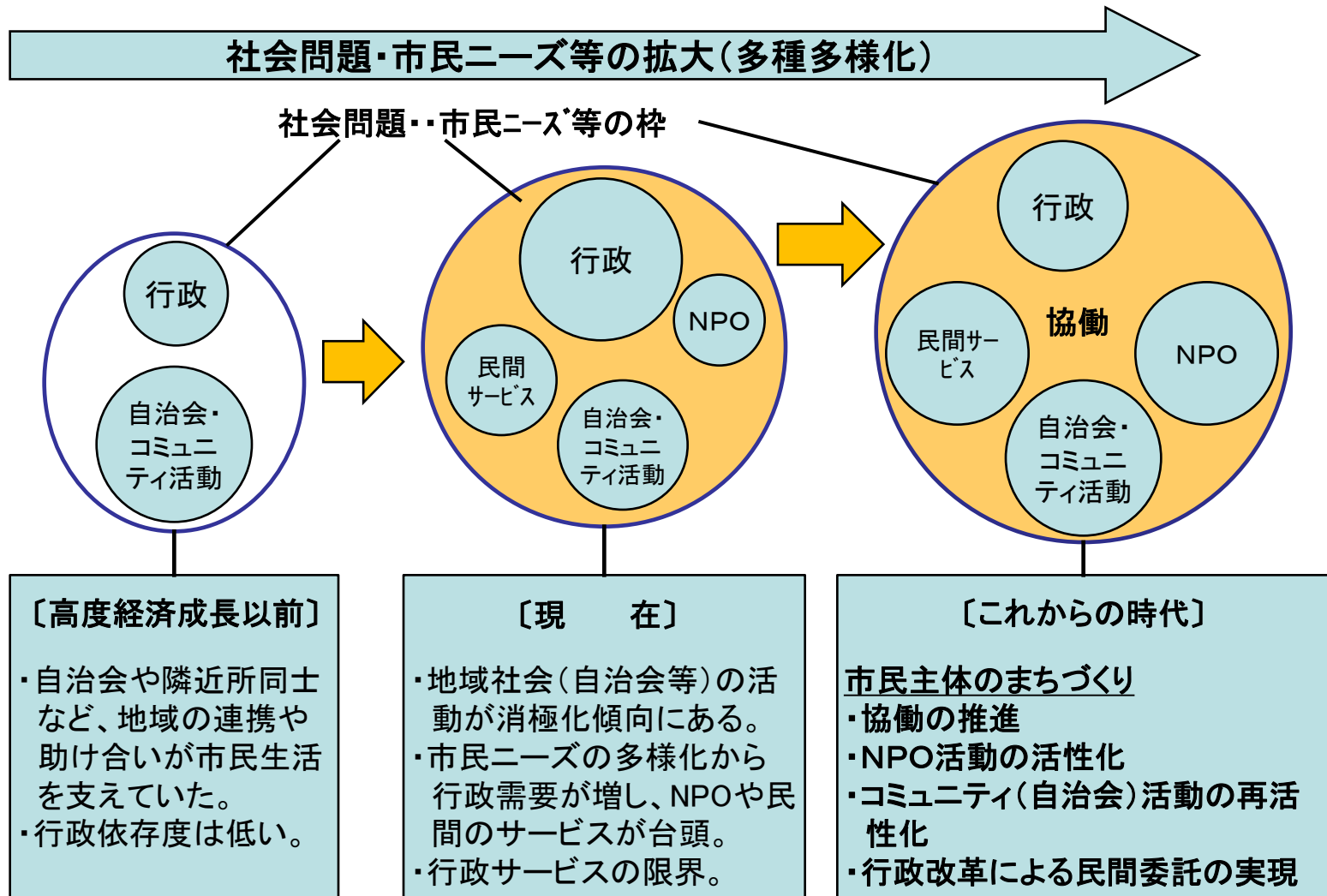
- ・「市民参加」とは、行政が主催する会議やイベントに市民が参加すること。
- ・「市民参画」とは、行政が政策や計画などを決定する場合に、企画段階から関わるなど、市民が影響力を持って参加すること。
- ・「協働」とは、市民参加と市民参画との上に立って、行政と市民が対等なパートナーとして目的を共有し、協力して活動していくこと。



市民主体のまちづくりを目指して



■時代変化に伴う公共サービス担い手の変遷



★★★袋井市の歩み★★★

平成17年度～平成27年度



●平成27年度 ～市制10周年記念～
『総合健康センター』オープン
『みつかわ夢の丘公園』開園

- 『新観光案内所』開所
- 『新総合計画』『新行政改革大綱』策定

●平成26年度
『袋井駅南北自由通路・橋上駅舎』供用開始

●平成25年度 ●『休日急患診療室』開設 ●『豊沢ふれあい会館』開館 ●『ふくろいねっと』開設

『中東遠総合医療センター』開院 (全国自治体病院協会) ●『聖隷袋井市民病院』開院
『湊命山』完成 ●住宅耐震化促進: 約5,000戸訪問開始 (県内初)

●平成24年度 ●学区再編による新『高南小学校』開校 ●中部学校給食センター開業

『中東遠司令消防センター』開所

- ベトナム国際親善訪問 (浅羽佐喜太郎とファン・ポイ・チャウ)
- 津波避難施設『きらりんタワー』完成

●平成23年度 ～後期基本計画～
『地域防災対策会議』スタート
『風見の丘』健康増進施設オープン

- 未来へ贈る市民の夢プロジェクトスタート
『袋井フロンティア農園プロジェクト』
『誇れるふるさとの川づくりプロジェクト』
- 『浅羽記念公園&袋井市歴史文化館』オープン
- 『ふくろい東京交流会』第1回開催
- 浸水センサー設置 (県内初)
- 都市計画税全域課税開始
- 袋井警察署開署

●平成19年度
『協働まちづくり事業』スタート ●『山科東工業団地』企業誘致開始

- 笠原地区簡易水道統合 ●掛川市・袋井市新病院建設協議会設置

●平成18年度 ～総合計画・前期基本計画～
『市民憲章』『市歌』制定

- 『健康チャレンジ!!すまいる運動』スタート
- 『東海道どまん中ふくろいツーデーワーク』スタート
- 中央子育て支援センター
『カンガルーのぼっけ』オープン
- 協働まちづくりセンター
『ふらっと』オープン

●平成17年度
新『袋井市』誕生

- 旧袋井市・旧浅羽町合併
- 夜間防災訓練実施 (県内初)



袋井市
10年間の歩み



H17. 4. 1
人口83,223人
(住民基本台帳人口の外国人登録人口)

H19. 4. 1
人口95,169人

H20. 4. 1
人口96,451人

H21. 4. 1
人口97,082人

H22. 4. 1
人口96,909人

H23. 4. 1
人口96,853人

H24. 4. 1
人口96,888人

H25. 4. 1
人口96,859人

H26. 4. 1
人口96,927人

H27. 4. 1
人口??, ???人

●平成22年度 ～市制50周年記念～
『日本一健康文化都市』宣言
『メロープラザ』オープン

- 市の木・花・鳥『キンモクセイ・コスモス・フクロウ』制定
- 袋井市キャラクター『フッピー』誕生



【袋井市民意章】

わたくしたちは、豊かな自然と文化に恵まれている郷土に誇りをもち、人も自然も美しい健康文化都市をめざして、この憲章さだめます。

- 1 きまりを守り 住みよいまちをつくります
- 1 思いやりの心で人に接し 明るい家庭をきずきます
- 1 心と体をきたえ 働く喜びをわかちあいます
- 1 教養を豊かにし 文化の向上につとめます
- 1 郷土を愛し 美しい環境をつくります

～ まちの将来像 ～

人も自然も美しく

活力あふれる

日本一健康文化都市



●平成28年度以降
～新総合計画～

- 袋井宿開設四〇〇年記念事業
- 歩いて楽しいまちなかプロジェクト (仮称)
- 袋井消防署整備
- 防災センター整備
- 総合体育館整備



●長野県塩尻市と姉妹都市提携

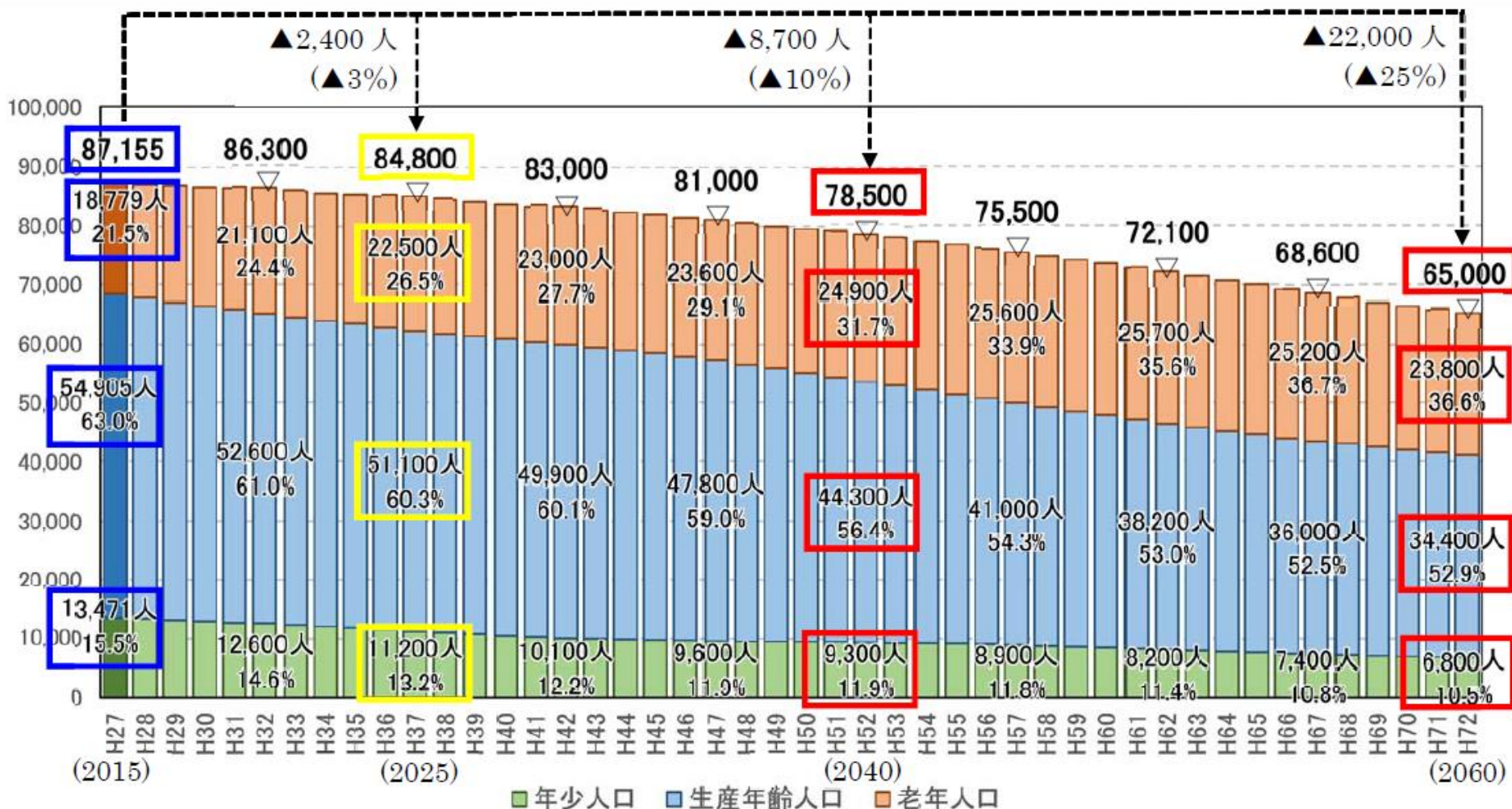
【日本一健康文化都市宣言】

～人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市～

青く輝く海原と緑あふれる大地に抱かれ、先人によって築かれたふるさとふくろいを、わたしたちは受け継いできました。この恵まれた地域で、心やからだの健康を増進することはもとより、健康生活を支える自然を守り、地域社会を充実させていくことも、わたしたちみんなの願いです。

わたしたちは、健康意識を高くもち、一人ひとりが「心の健康」、「からだの健康」、「まちの健康」を追求し、すべての人びとを幸せにしていきます。わたしたち袋井市民は、住んでよかったという喜びを実感できるまちを目指し、ここに袋井市を日本一健康文化都市にすることを宣言します。

袋井市の将来推計人口



第1位

統計でみる県内23市における順位(1位・2位)

出生率(普通出生率)

人口千人当たり **11.1**
人

《前回比較》
1位 11.5 →

2位 裾野市 10.7人
3位 御殿場市 9.6人

年少人口の割合(0~14歳)

総人口に対して **15.5**
%

《前回比較》
4位 15.4 →

2位 御殿場市 15.5%
3位 裾野市 15.0%

経営耕地面積(販売農家)

農家1戸当たり
239.9 a

《前回比較》
1位 187.6 →

2位 磐田市 166.1a
3位 牧之原市 160.7a

第2位

生産年齢人口の割合(15~64歳)

※低い方から2位
総人口に対して **64.9**
%

《前回比較》
3位 67.4 →

1位 御殿場市 65.1%
3位 裾野市 64.6%

老年人口の割合(65歳以上)

※低い方から2位
総人口に対して **19.1**
%

《前回比較》
3位 17.2 →

1位 裾野市 18.8%
3位 御殿場市 19.5%

高齢者のいる世帯割合

※低い方から2位
総世帯に対して **34.6**
%

《前回比較》
2位 32.4 →

1位 裾野市 31.8%
3位 御殿場市 35.3%

生活習慣病による死亡率(悪性新生物)

人口10万人当たり
207.2 人

《前回比較》
2位 214.3 →

1位 湖西市 200.0人
3位 御殿場市 208.2人

生活習慣病による死亡率(心疾患)

※低い方から2位
人口10万人当たり **123.2**
人

《前回比較》
3位 123.3 →

1位 富士市 119.5人
3位 裾野市 124.5人

統計でみる県内23市における順位(3位・下位)

第3位

人口増加率

国勢調査H17-H22 **2.2**
%
《前回比較》
1位 御殿場市 3.6% 5.4
2位 裾野市 2.8%

死亡率

※低い方から3位
人口千人当たり **8.6** 人/
年
《前回比較》
1位 御殿場市 7.6人 8.8
2位 裾野市 7.9人

婚姻率

人口千人当たり **5.8** 件/
年
《前回比較》
1位 裾野市 6.7件 6.2
2位 御殿場市 6.4件

可住地面積割合

総面積に対して **79.3**
%
《前回比較》
1位 焼津市 94.0% 79.3
2位 磐田市 83.4%

都市公園等面積

人口1人当たり **28.6**
m²
《前回比較》
1位 熱海市 40.4人 28.6
2位 下田市 39.9人

第22位 (23市中下位)

中学校教員あたり生徒数

教員1人当たり **16.8**
人
《前回比較》
13位 磐田市 15.5人 17.2
4位 掛川市 13.6人

第二種兼業農家の割合(販売農家)

総販売農家数に対して **48.6**
%
《前回比較》
16位 磐田市 52.1% 48.2
12位 掛川市 54.0%

公営住宅戸率

総世帯数に対して **0.7**
%
《前回比較》
20位 磐田市 0.8% 0.8
14位 掛川市 1.6%



市民と行政のパートナーシップ 袋井市の取組事例

協働まちづくり事業

協働まちづくり事業は、平成19年度にスタートしました。
市民活動団体からのアイデアに富んだ市民サービスの提案を、行政が委託・補助・連携して、協働で新たなまちづくりに挑戦していきます。
市民活動団体と行政が対等なパートナーとなり、協働のモデル事業づくりに取り組みます。



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27※	合計
実施件数 (件)	15	13	12	13	15	11	16	14	8	117
委託料 (千円)	1,185	300	0	0	500	0	790	1,000	762	4,537
補助金額 (千円)	1,257	2,324	1,817	2,247	2,023	1,577	2,391	2,128	1,485	17,249
合計 (千円)	2,442	2,624	1,817	2,247	2,523	1,577	3,181	3,128	2,247	21,786

※H27年度は予定。

市民協働運行バス

路線バスや自主運行バスでは、路線が長い、バス停が遠いなど様々な課題があります。この課題を解決するため、市と地域が協働事業として開始したものが地域協働運行バスです。市が用意した車を地域のボランティア運転手が地域住民の需要にあわせて運行しています。

浅羽東地区「めだか号」
平成22年12月運行開始



三川地区「かわせみ」
平成25年2月運行開始



グリーンウェーブキャンペーン

近年の松くい虫被害により、枯れた松林を復元するため、平成17年度～21年度までの5年間にわたり、グリーンウェーブキャンペーン事業(植樹活動)として、約7.8ha、約17,300本の抵抗性クロマツを植樹するとともに、草刈りなどを地域住民をはじめ、市民・企業ボランティアの皆さんと協働で行っています。

年度	植樹活動		管理活動
	参加者(人)※	植樹本数(本)	参加者(人)※
H17	700	5,000	—
H18	1,000	5,500	—
H19	1,000	2,000	1,400
H20	700	1,800	1,400
H21	1,000	3,000	1,600
H22	—	—	1,550
H23	—	—	1,332
H24	—	—	1,185
H25	—	—	1,380
合計	4,400	17,300	9,847



※参加者数はおよその人数。



袋井市民憲章

わたくしたちは、豊かな自然と文化に恵まれている郷土に誇りをもち、人も自然も美しい健康文化都市をめざして、この憲章を定めます。

1. きまりを守り 住みよいまちをつくります
1. 思いやりの心で人に接し 明るい家庭をきずきます
1. 心と体をきたえ 働く喜びをわかちあいます
1. 教養を豊かにし 文化の向上につとめます
1. 郷土を愛し 美しい環境をつくります

(平成18年4月1日制定)



日本一健康文化都市宣言

～ 人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市 ～

青く輝く海原と緑あふれる大地に抱かれ、先人によって築かれたふるさとふくろいを、わたしたちは受け継いできました。

この恵まれた地域で、心やからだの健康を増進することはもとより、健康生活を支える自然を守り、地域社会を充実させていくことも、わたしたちみんなの願いです。

わたしたちは、健康意識を高くもち、一人ひとりが「心の健康」、「からだの健康」、「まちの健康」を追求し、すべての人びとを幸せにしていきます。

わたしたち袋井市民は、住んでよかったという喜びを実感できるまちを目指し、ここに袋井市を日本一健康文化都市にすることを宣言します。

(平成22年5月16日制定)

日本一健康文化都市の理念



まちをまるごと健康に

健康文化都市とは、心と体の健康はもとより、家庭や地域が温かく、都市と自然が調和するなど、人もまちもすべてが健康で良好な状態にあることです。

市民が主役のまちづくり

この地に暮らすみんなが、郷土に対する“誇り”と“喜び”を感じ、生活の向上と地域の発展を目指していくまちのことです。

**みんなでつくる
健康文化都市**

この健康文化都市を実現するためには、共生・協働・交流をもって、みんなで人づくりとまちづくりに取り組むことが必要です。

“日本一”とは

高いところざしの下に、明確な目標を持ち、自らが胸を張って誇れるまちを築くため、「日本一」を掲げています。

第2次総合計画 (平成28年度～平成37年度)



まちの将来像

活力と創造で未来を先取る
日本一健康文化都市

まちづくりの基本目標

子どもがすこやかに育ち
みんなが健康で幸せに暮らすまち

『子育てするなら袋井市』

活力にあふれ
潤いと安全・安心を実感できるまち

『定住するなら袋井市』

つながりを大切にし
豊かな市民力で未来を拓くまち

『市民力なら袋井市』

日本一健康文化都市へのアプローチ



心身の健康を増進し、生活の質(クオリティ・オブ・ライフ)を高め、住みよいまちで暮らすことは、市民共通の願いです。

そこで、平成22年に「日本一健康文化都市」を宣言し、「心と体の健康」「都市と自然の健康」「地域と社会の健康」の3つの視点から、住んで良かったと実感できるまちづくりを展開してきました。

しかしながら、市民ニーズが複雑多岐にわたり、かつ、少子高齢化の進展や人口減少が予測される中で、社会保障の負担増や都市間競争の激化、コミュニティの希薄化などの新たな課題が生じ、従来の市民と行政の仕組みでは対応ができなくなってきました。

こうした中、本市が目指す日本一健康文化都市を着実に推進するためには、市民、地域団体、事業者等と行政が良きパートナーになり連携・協働してまちづくりに取り組むことが必要であり、それぞれの役割や責務、まちづくりのあり方などについて条例を定め、市民主体の日本一健康文化都市の実現を図ります。



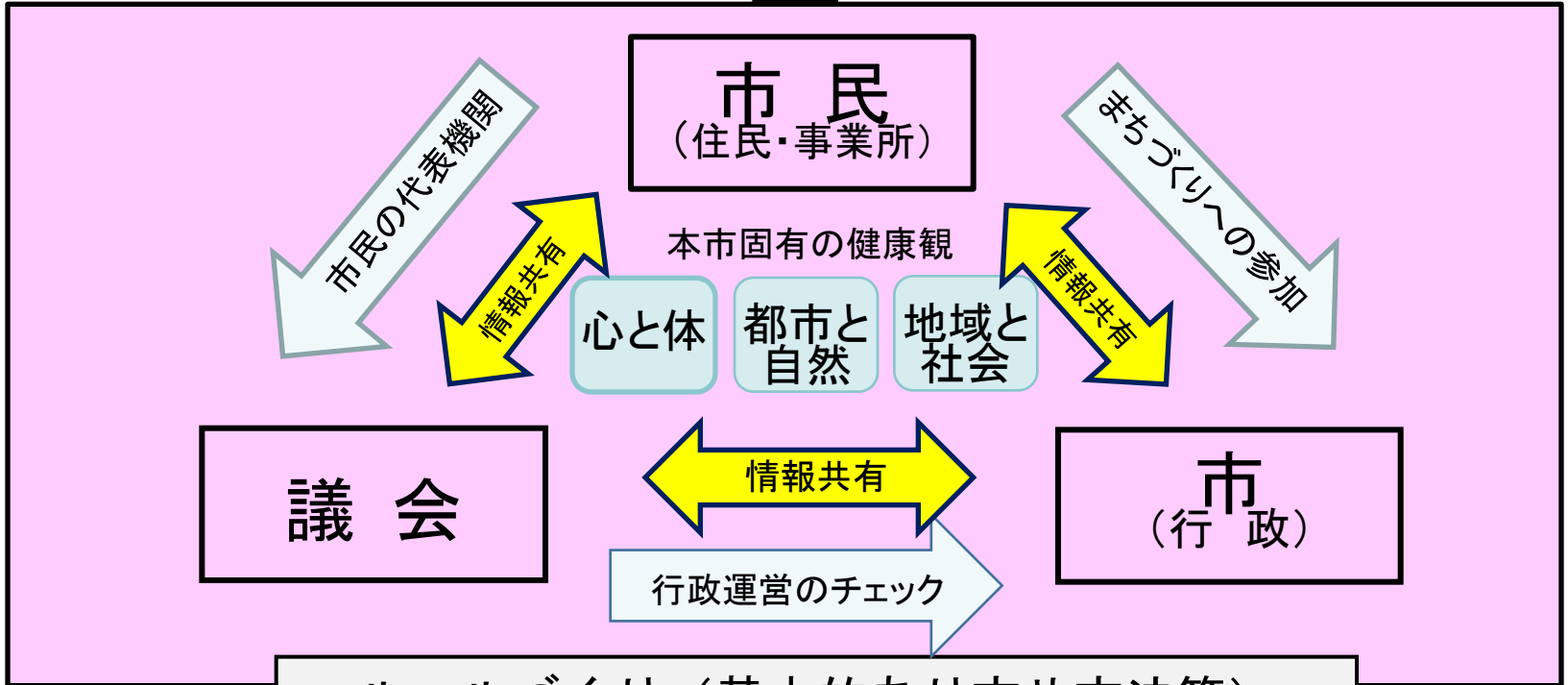
条例制定の 意義・考え方について



条例の位置づけ

袋井市民憲章

“日本一健康文化都市宣言”
(目指すべきまちの姿)



ルールづくり (基本的あり方や方法等)

(仮称) 市民健康文化都市条例

市民憲章・都市宣言 条例との違い



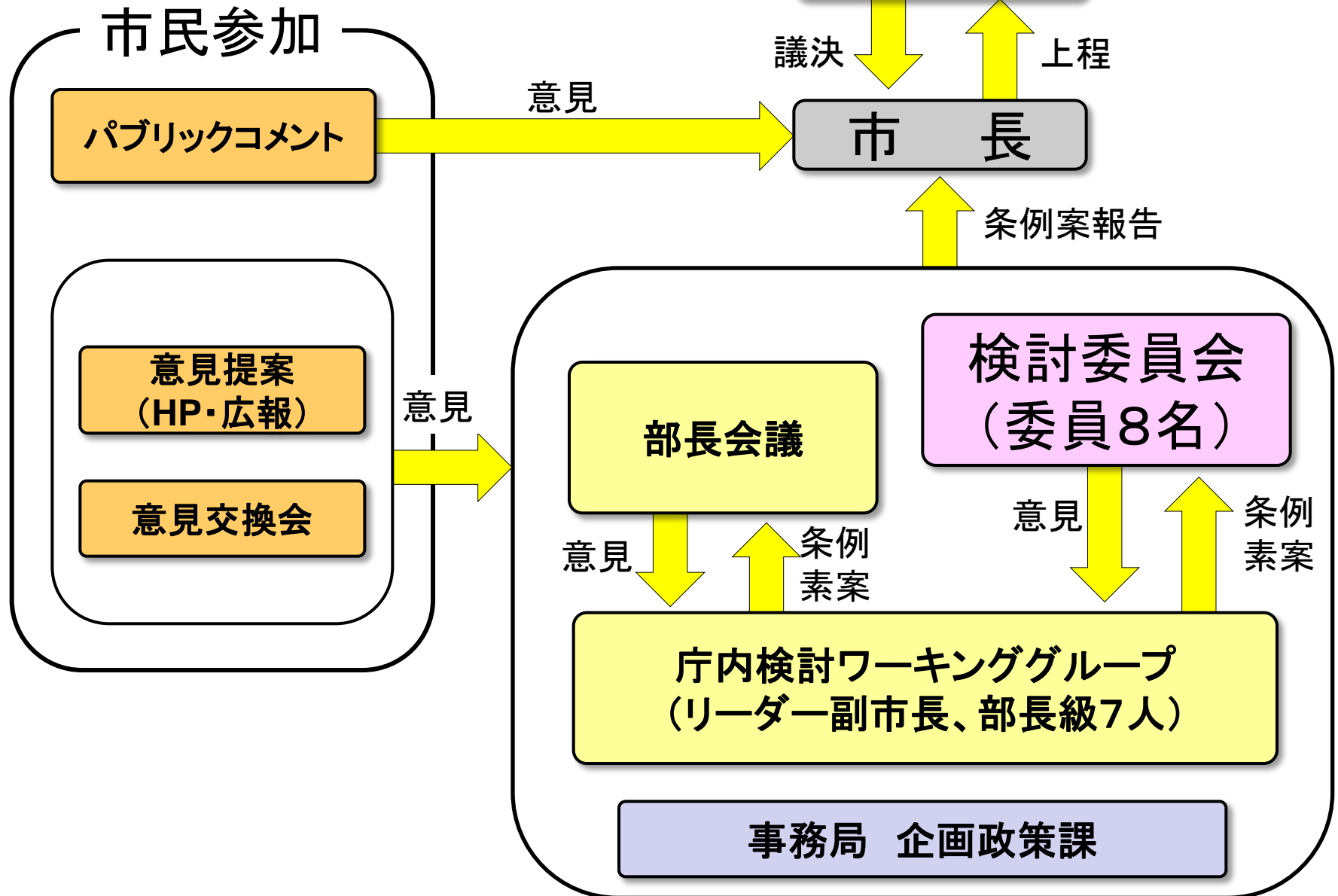
- 市民憲章・・・市民が日常守るべき公衆道徳や生活規範を定めたもの。市民の志を述べるものであるため、市民にとって親しみやすいものとなっている。
- 都市宣言・・・その時々々の社会状況等を反映した特定の思想や姿勢を都市の内外に発信するもの。都市のシンボル、まちづくりの理念にされるものが多い。
- 条 例・・・地方公共団体が法の形式により定めるもの。住民に対して、その規定している事項を守るべきルールとして定めたもの。

憲法94条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。



策定体制



スケジュール



項目	平成27年度			
	4～6月	7～9	10～12	1～3
市議会		●中間報告	●中間報告	●議決
検討委員会	●6月1日 第1回	●7月上 第2回 ●8月下 第3回	●11月下 第4回	●1月中 第5回
庁内検討WG	●5月下 第1・2回	●8月 第4回 ●6月下 第3回	●11月 第6回 ●9月 第5回	●2月 第8回 ●12月 第7回
部長会議	●		●	●
市民参加			↔ パブリックコメント	↔ 意見交換会(市内3会場)
10周年 記念事業	●5/16記念式典(制定宣言)			

条例全体を通じての方針



(1) 条例の性格

この条例は、市民の総意により決意表明した「日本一健康文化都市」の実現に向け、市民等と市が協働して取り組むための拠り所であり、他の条例や計画等の全てに共通する統一的な行動や判断の基準を示すものです。

(2) 条例に期待するもの

この条例は、袋井市のこれまでの取組や実践を法規によって、さらに進化させるためのものであり、市民が主役のまちづくりを基本としつつ、市民等と市が協働により公共活動を展開し、市民満足度の高いまちづくりを図る上で、大きな力を発揮します。

(3) 罰則の扱い

この条例は、市民が積極的に健康文化のまちづくりに参画するための基本となるものです。条例の実効性は、市民自ら実践することにより担保されるものであることから、罰則は必要としません。

(仮称)市民健康文化都市条例のイメージ



運動習慣の定着



緑豊かな田園風景



袋井市総合健康センター



地域コミュニティの推進

既存の条例や計画等を、統一的に推進するための幹となるもの

自治基本条例との違い



自治基本条例



市民健康文化都市条例



位置づけ	個別条例の最上位に位置する最高規範。自治のあり方を定める条例であり、いわば「自治体の憲法」。	個別条例との上下関係はないが、既存の条例や計画等を、統一的に推進するための幹となるもの。
作成主体	市民主導型(市民が主体的に策定)	行政主導型(市民の参加を得て策定)
構成要素	<ul style="list-style-type: none"> ■まちづくりの基本理念 ■まちづくりの主体の役割と責務 ・市民・コミュニティー・議会・市長・行政・職員 ■まちづくりの基本原則・仕組み 住民自治、情報公開、参加、協働 等 財政運営、住民投票 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■まちづくりの基本理念 ■まちづくりの主体の役割と責務 ・市民・コミュニティー・市 ■まちづくりの基本原則・仕組み 情報公開、参加、協働 等

条例の基本的な考え方



「(仮称)市民健康都市条例」は、本市の掲げる日本一健康文化都市の実現に向け、「心と体」「都市と自然」「地域と社会」の3つを柱とする健康づくりを、市民等のまちづくりの多様な主体と市が協働して進めていくために必要な事項を定めます。

〔 まちづくりの基本的な考え方 〕

- ◆市民主体のまちづくり
- ◆本市の特性を活かしたまちづくり

「住んで良かった」、「これからもずっと住み続けたい」と実感できるまちの実現

〔 まちづくりの手段・進め方 〕

市民協働 市民参加	まちづくりを行う主体(市民・事業者等)が共通の目標を実現するために役割と責任を担い合い、連携・協力して取り組む。
情報共有	市民間、市民と市の間で、まちづくりに関する情報の共有を図る。
自己決定・ 自己責任	まちづくりを担う主体が、自ら考え、決定し、発言や行動に責任を持つこと。
地域資源の 活用	まちづくりの推進にあたって、地域資源の有効活用と新たな地域資源の創出に努める。



議 題



条例の基本的な項目

① 前文

② 目的

③ まちづくりの基本理念

④ 市民(地域団体を含む)の役割と責務

⑤ 事業者の役割と責務

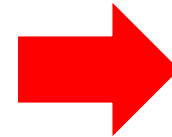
⑥ 市の役割と責務

⑦ 計画(総合計画等)

⑧ その他

- ・情報提供

- ・協働によるまちづくりの推進



本日の議題



前文（案）

袋井市は温暖な気候、豊かに広がる田園地帯と美しい茶畑、さらには太田川や原野谷川、南には遠州灘と、自然環境に恵まれています。

私たち袋井市民は、先人が築いた美しい自然環境、歴史や伝統文化を継承しながら、均衡ある地域の発展と多くの人々が定住するまちづくりを、目指していかねばなりません。

このため、心身ともに健康な市民が、高い志を持ち、未来に向かって挑戦し続けることができるまちづくりを進めていくことが大切です。

こうした中、平成22年に「日本一健康文化都市」を宣言し、市民が主体的に取り組む心身の健康づくりはもとより、家庭や地域が温かく、都市と自然が調和した健康なまちづくりの推進に努めてきました。

しかしながら、本市を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や人口減少に加え、市民ニーズの多様化、地域のコミュニティの希薄化などにより、従来どおりの施策の推進が厳しくなっています。

そこで、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治の考えのもと、市民、地域団体、事業者及び市が、それぞれの役割を尊重しながら連携・協働して取り組むことにより、日本一健康文化都市を実現するため、この条例を制定します。

条例の目的（案）



この条例は、袋井市の日本一健康文化都市の実現に向けて、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民、地域団体、事業者及び市の協働によるまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、市民主体の持続可能で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

【解説】

ここで言う「健康文化都市」とは、心と体の健康はもとより、家庭や地域が温かく、都市と自然が調和するなど、人もまちもすべてが健康で良好な状態にある都市のことをいいます。市の責務とは、市民への説明責任や必要な施策を実施することなどを言い、まちづくりの主体である市民、地域団体、事業者と協働により公共活動に取り組むことを原則とします。

まちづくりの基本理念(案)



(1) 市民は、日本一健康文化都市宣言の理念に基づき、「心と体の健康」「都市と自然の健康」「地域と社会の健康」を深く認識しつつ、主体的にまちづくりに取り組むものとする。

【解説】

市民と市の共通したまちづくりの目標は、「日本一健康文化都市」の実現です。袋井市が捉える「健康観」すなわち、心身の健康はもとより、それを支える都市環境や地域社会が良好な状態であることを市民一人ひとりがしっかり認識し、日々の行動の中に定着させることを基本とします。

まちづくりの基本理念（案）



(2) 市民、地域団体、事業者及び市は、それぞれの意思及び主体的な取組を尊重し、それぞれの役割を踏まえ、相互に連携・協働しながら日本一健康文化都市の実現に向けて取り組むものとする。

【解説】

基本理念の2点目として、市民、地域団体、事業者と市が、それぞれの役割を明確にした上で連携・協働してまちづくりに取り組むことを宣言しています。

「協働」とは、まちづくりの主体である市民、事業所と市が、お互いの信頼関係を深め、良きパートナーとなって公共活動に取り組むことをいいます。



用語解説（広辞苑より）

- ◆権利・・・あることをする、またはしないことができる能力・自由。
- ◆責務・・・責任と義務。
- ◆責任・・・人が引き受けてなすべき任務。
- ◆義務・・・自己の立場に応じてしなければならないこと。
また、してはならないこと。
- ◆役割・・・役をそれぞれに割り当てること。
また、割り当てられた役目。



参考資料

- 見附市健幸基本条例
- ニセコ町まちづくり基本条例
- 掛川市自治基本条例



委員の皆様からの
ご意見・アドバイスをお願いいたします